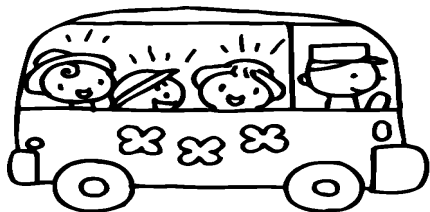


☀ 記入上の注意 ☀



この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入の上、子育て推進課に提出してください。

なお、2人以上の児童を同時に入所申し込みする場合は、それぞれのお子様ごとに1枚ずつ用紙に記入してください。

1. 「入所児童」の欄

氏名にふりがなをつけ、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。

2. 「入所を希望する保育所名」の欄

「第二希望」の欄の下にある保育所の中から、希望する順位に保育所名を記入し、その保育所を希望する理由（例えば、既に兄弟が入所しているため、乳児保育、居残り保育を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。

3. 「保育の実施を希望する期間」の欄

保育所に入所を希望する期間を記入して下さい。1年ごとに記入していただきますので、最長の期間は、3月31日までです。

4. 「保育の実施を必要とする理由」の欄

() 内に両親（両親と別居している場合には、児童の面倒を実際にみている者）が次ページの一覧（1）から（7）までのどの場合にあてはまる番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況についても、同欄に記入して下さい。保育所へ入所できる基準は次ページの一覧にあてはまるような場合で、かつ、両親以外の同居している家族等が児童の保育をできない場合に限られます。なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。

5. 「入所児童の世帯員」の欄

入所児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入）及び同居している家族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。

また、家族の中で入所児童の他に保育所に入所している児童がいる場合は、その保育所名を「備考」に記入して下さい。

なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい。

6. 申し込みをしていただいても、下記の場合は希望にそえないことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ☺ 保育所へ入所できる基準にあてはまらないために入所が認められない場合
- ☺ 希望者が多数いるため希望する保育所へ入所できない場合
- ☺ 入所申し込みが定員を超える場合、保育に欠ける基準の高い児童が優先的に入所（抽選により入所を決定する場合があります。）
- ☺ 保育所へ入所できる基準（別紙）に、あてはまっても保育の実施期間の希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知下さい。



保育所へ入所できる基準

保育所へ入所できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。



①【勤務（家庭外労働）】

児童の親が家庭外で仕事をしている、または、就学しているため、その児童の保育ができない場合。

②【自営業】

児童の親が自営業を営み、その仕事に従事するため、児童の保育ができない場合。

③【内職（家庭内労働）】

児童の親が家庭内にいるが、日常の家事以外の仕事をするため、児童の保育ができない場合。

④【就職予定の方】

仕事が決まっておられ（1ヶ月以内に就労証明の提出が必要）児童の保育ができなくなる場合。

⑤【母親の出産】

児童の親が出産の前後（出産予定日2ヶ月前から3ヶ月後が対象）であるため、児童の保育ができない場合。

⑥【病人の看護等】

児童の家庭に長期にわたる病気や心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたっており、児童の保育ができない場合。

⑦【病気による入院・通院等】

児童の親が長期にわたる病気や、心身に障害があるため、入退院等を繰り返しているため、児童の保育ができない場合。

⑧【父親（母親）のいない家庭】

離婚、死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合。

